

風俗営業・特定遊興飲食店営業の人的基準

※次の基準のいずれかに該当する方は、許可を受けることができません。

1	破産手続開始の決定を受けて、復権を得ないもの	5年を経過しない者
2	暴力団員	
3	アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者	
4	心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者	
5	1年以上の懲役・禁錮の刑を終えた日から	
6	風営法第49条又は第50条第1項の罪並びに刑法（公然わいせつ・賭博・人身売買等）又は売春防止法、不法就労助長罪などを犯し1年未満の懲役若しくは罰金の刑を終えた日から	
7	風営法第26条第1項により風俗営業の許可を取り消された日から（取り消された者が法人の場合は、聴聞公示日前60日以内に役員だった者も含む。）	
8	風営法第26条第1項による許可の取消処分に係る聴聞公示日から取消し（又は取消さない）処分の決定日までに許可証を返納した日から	
9	聴聞公示日から取消し（又は取消さない）処分の決定日までに合併により消滅した法人又は許可証を返納した法人の聴聞公示日前60日以内に役員であった者で、消滅又は返納の日から	
10	聴聞公示日から取消し（又は取消さない）処分の決定日までに分割により風俗営業を承継させ、若しくは分割により聴聞に係る風俗営業以外の風俗営業を承継した法人又はこれらの法人の聴聞公示日前60日以内に役員であった者で、分割の日から	
11	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業の相続人であって、その法定代理人が1から9に該当しない場合を除く。	

注1・・・ 管理者、法人の役員も1～10が適用される。

注2・・・ 法第4条第1項第2号に規定する「刑に処せられ」とは、刑の言い渡しに係る裁判が確定することをいう。

注3・・・ 法第4条第1項第2号に該当する者は、次のとおり。

- ① 刑の言い渡しに係る裁判が確定したが刑の執行がなされていない者（執行猶予中の者を含む）
- ② 刑の執行中である者
- ③ 刑の執行を終わったが終了の日から起算して5年を経過しない者
- ④ 刑の言い渡しに係る裁判が確定した後に刑の執行を受けることがなくなったが、その日から起算して5年を経過しない者

注4・・・ 同項第2号に規定する罪を犯し、刑に処せられた者でその刑の執行を猶予され、猶予の期間を経過した者については、刑法第27条の規定により刑の言い渡し自体が効力を失うことから、同号に掲げる者に当たらない。

注5・・・ 同項第2号に規定する罪を犯し、刑に処せられた者で大赦又は特赦により刑の言い渡しの効力が失われた者については、同号に掲げる者に当たらない。